特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	健康増進事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

葉山町は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を図っていくことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

葉山町長

公表日

令和4年3月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱	う事務						
①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務						
②事務の概要	健康増進事業は、健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づき、住民の健康の増進を図るため、生活習慣相談等の実施を行うものである。 そのうち、健康増進法第19条の2に基づき実施する健康増進事業として、次の事業に係る検診等の実施、検診情報の記録管理、統計業務等を行う。 (1)歯周疾患検診 (2)骨粗鬆症検診 (3)肝炎ウイルス検診 (4)健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 (5)健康増進法施行規則第4条の2第5号に定める保健指導 (6)がん検診						
③システムの名称	・健康管理システム ・統合宛名システム ・中間サーバー						
2. 特定個人情報ファイル名							
成人検診情報ファイル							
3. 個人番号の利用							
	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)第9条第1項 別表第一の76の項						
法令上の根拠	2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条						
	3. 葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年葉山町条例第20号)						
4. 情報提供ネットワークシステムに	こよる情報連携						
①実施の有無	<選択肢>						
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の102の2項 【情報照会の根拠】						
	番号法第19条第8号 別表第2の102の2項						
5. 評価実施機関における担当部署							
①部署	福祉部町民健康課						
②所属長の役職名	町民健康課長						
6. 他の評価実施機関							
なし							
7. 特定個人情報の開示・訂正・利	用停止請求						
請求先	〒240-0192神奈川県三浦郡葉山町堀内2135 葉山町福祉部町民健康課 電話:046-876-1111 ファクス:046-876-1717						
8. 特定個人情報ファイルの取扱い	に関する問合せ						
連絡先	〒240-0192神奈川県三浦郡葉山町堀内2135 葉山町福祉部町民健康課 電話:046-876-1111 ファクス:046-876-1717						

Ⅱ しきい値判断項目

- 000 1111111111								
1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1	万人以上10万人。	未満]	2) 1,000人以上 3) 1万人以上10	1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満		
いつ時点の計数か			年4月1日 時点					
2. 取扱者数								
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和4	年3月1日 時点					
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関 する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	## -#
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価	西書の種	類			
	項目評価	_	看占 佰日証	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書	書及び重点項目評価書 書及び全項目評価書
載されている。	الجابجات	20 (10) (10)	EMALI		, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
2. 特定個人情報の入手(情報提供	ネットワ	一クシステムを通じ	た入手を		
目的外の入手が行われるリスクへの対 策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	_
権限のない者(元職員、アクセス権限 のない職員等)によって不正に使用され るリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	-
4. 特定個人情報ファイルの取扱い	の委託				[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や	情報提供	ネットワークシステム	を通じた扱		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへ の対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて	
6. 情報提供ネットワークシステムと	の接続			[]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対 策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて	ะเงล ะเงล
不正な提供が行われるリスクへの対策 は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて	いる
7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて	
8. 監査					
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査 []が	部監査
9. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分に行ってい 3) 十分に行ってい	る

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	新規作成				